

平成31年4月1日

## 特定医療法人 敬愛会 行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、法人全体が働きやすい環境を作ることに  
より、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定  
する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日の5年間

### 2. 内容

〈目標1〉：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として育児休業後  
における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制を見直す。

(対策)

- 平成31年4月～ 職場復帰プログラム見直し
- 平成32年4月～ 業務内容見直し
- 平成33年4月～ 業務体制見直し
- 平成34年4月～ 制度の整備実施

〈目標2〉：女性労働者の育成に関する管理職研修会等の取組

(対策)

- 平成31年4月～ 管理職の実態調査
- 平成32年4月～ 研修内容の検討
- 平成33年4月～ 研修実施
- 平成34年4月～ 研修実施

〈目標3〉：労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利  
用しやすい制度の導入

- 平成31年4月～ 就業規則変更準備
- 平成32年4月～ 就業規則変更
- 平成33年4月～ 時間取得推進

以上

令和4年4月1日

## 医療法人 敬愛会 行動計画

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年9月4日公布、同日施行されました。

当院では、職員が男女を問わず個性と能力を十分発揮できる職場環境の整備を目指し、以下のとおり行動計画を策定しました。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間

2. 内容

<目標1>： 女性の育児休業取得率を100%とする

(取組対策)

- ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制を見直す。
- ・職場復帰プログラムの見直し、業務内容の見直し、業務体制の見直し等を行い制度の整備を行う

以上